

視 察 報 告 書

報告者名 徳増きよ子

1、委員会名 議会報特別委員会

2、期間 平成21年11月4日(水)～5日(木)

3、視察都市等及び視察項目

(1) 栃木県栃木市 議会報告会について

(2) 福島県会津若松市 議会制度の改革について

4、所感など

1、栃木市 議会報告会について

11月3日、栃木市では議会報告会について、開催目的、報告内容、開催方法等について調査をした。

開催目的については、市政運営に対する監視や政策提案・提言などの議会活動を地域に出向いて市民に報告・説明し、市政等に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する意見や市政に対する対案などを広く徴収することにより、議会として説明責任を果たし、市民との連携を強化するため、議会報告会を開催するといったものであった。

なぜならば、市民から、議会不要論が出ている中で、市民に見える議会にしていくためにはと議論するなか、議会の報告をし、市民に見える議会にしようと具体化したものであると報告があった。

議会を市民に身近に感じ知ってもらい、市民の皆さんの様々な意見を聞くことはよりいっそう有効な方法であると考えます。

報告内容については、議会の活動状況、決算などの審議状況、その他重要な事項となっている。議会は会派で構成されているが、会派の報告ではなく、客観的に報告するということを貫くこと。

資料は、22ページにわたるものを作成。議会の活動状況、年4回の一般質問の概要、決算の概要、常任委員会の概要、など。

参考になるものが多く、議会報告会を重要視していることがうかがわれた。流山市でも大いに参考になるものであった。

開催方法については、議員が4班に分かれ、各自治会連合会単位で開催、合計8回の議会報告を実施。これまで、全体の参加者は457人。

質疑応答の時間を設け、議員全員が発言する、しかし議員個々の見解を述べる場ではないことを共通認識とする。参加者からはより多くの発言が得られるように配慮するなど、細部にわたりきめられている。また、参加者の方からのアンケートも実施している。

流山市では11月に第1回の議会報告会を開催しますが、市民の皆さんが参加してよかったと言えるような議会報告会にするために大変参考になったと考えます。

2、会津若松市 議会制度の改革について

会津若松市は、平成20年6月23日に市議会基本条例を制定した。この間、議会基本条例の実践を学び、また、議会報特別委員会としては、会津若松市で開催している、「市民との意見交換会」を学ぶために視察を行った。

会津若松市では、議会基本条例の意義として一言とでいえば「市民参加を軸とした新たなマネジメントサイクルモデルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくことを目指す」とし、市政発展への貢献が最終目的であるとしている。

政策形成サイクルとして、多数の意見から問題点を発見し、発見した問題を一般化することで課題設定(テーマ設定)を行い、テーマを調査研究(インプット)することで、具体的な政策(条例制定・議案修正・政策提言)として立案・決定(アウトプット)するというものであった。

「意見交換会」は年2回、定例的に開催、市内15ヶ所で小学校区で開催し議会報告と意見交換会という形で開催。分野別意見交換会を行い、福祉、産業、教育等に細分化し、政策テーマを持ちより集中的に意見交換を行うもの。

政策討論会では、テーマを設定して気軽にやる。協議調整の場であり政策能力を磨く場としている。

市民の直接参加という点では、参考人、公聴会を実施すること、付属機関を活用することである。

会津若松市議との質疑応答では、議会が変わったという実感はどうかとの問いに、今までは会派の垣根があったが、市民との意見交換会や討論を重ねる中で議員間の意思疎通が良くなった。また、議論するなかで各会派での立場だけで、反対、賛成するのではなく市民の立場に立つということができたことはよかったと答えた。

議会基本条例は市民に開かれた議会であること、二元代表制のもとでしっかり監視する議会、立法機関として政策立案する議会へのツールである。本市でも議会基本条例が制定され、以前とは違い前進はあるが当局提案の議案すべてに原案通り可決されるなど、会津若松市のように問題点を洗い出し討論することもない。今回の視察を参考にすべきではないかと考える。

議会報告会では、市民との意見交換会を活発に行うことで、意見を正面から受け止め、行動できるようになったとの報告もあり、流山市でも実行しているのではないかと思った。